

- 1 監査等の種類 定期監査及び行政監査
- 2 監査の対象 市民参画部
令和元年度4月～10月分 必要に応じて平成30年度分
- 3 監査の着眼点 令和元年度 一般・特別会計定期監査及び行政監査実施計画（以下「実施計画」という。）に定める着眼点による
- 4 監査の実施場所 実施計画に定める実施場所
- 5 監査の日程 令和元年12月2日～令和2年1月29日
- 6 監査の結果

証拠書類の一部を抽出して、関係諸帳簿と照合したところ、おおむね適正に処理されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので、改善に努められたい。

なお、軽微な事項については、別途指示した。

[指摘事項]

(1) 未収金の回収について

現在は回収業務のみとなっている住宅建築資金の貸付金に係る市民参画費貸付金元利収入の収入未済額は、平成30年度末で12,873,444円である。令和元年10月末現在では、過年度未収金が10,869,614円である。

今後とも過年度未収金の早期回収に努められたい。

(2) 交通事故の防止について

平成30年4月から令和元年10月までの監査対象期間中に、公用車の後退時における事故が3件発生した。そのうち1件は、職員が同乗していたにもかかわらず、降車して誘導しなかった。

後退時の安全確認の励行について指導されたい。